

生駒市条例第26号

生駒市体育施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月25日

生駒市長 山下 真

生駒市体育施設条例等の一部を改正する条例

(生駒市体育施設条例の一部改正)

第1条 生駒市体育施設条例(平成元年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条の5第2項中「生駒市井出山体育館、生駒市井出山グラウンド、生駒市浄化センターテニスコート及び生駒市井出山屋内温水プール(以下これらを)」を「生駒市生駒北スポーツセンター体育館、生駒市生駒北スポーツセンター野球場、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック、生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート及び生駒山麓公園テニスコートを除く体育施設(以下)」に改める。

別表第3の2の表備考第2項から第4項までの規定、別表第3の5の表備考第3項及び第4項並びに別表第3の6の表備考中「使用料」を「利用料金」に改める。

(生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例(平成26年3月生駒市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第1の(1)の表、別表第1の(3)の表及び別表第1の(4)の表の改正規定中「(仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館」を「生駒市生駒北スポーツセンター体育館」に、「(仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場」を「生駒市生駒北スポーツセンター野球場」に、「(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド」を「生駒市生駒北スポーツ

センターグラウンド」に、「（仮称）生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック」を「生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック」に、「（仮称）生駒市北部スポーツセンターテニスコート」を「生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート」に改める。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第3の1の表の改正規定中「（仮称）生駒市北部スポーツセンター体育館」を「生駒市生駒北スポーツセンター体育館」に改める。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第3の3の表の改正規定中「（仮称）生駒市北部スポーツセンター野球場」を「生駒市生駒北スポーツセンター野球場」に、「（仮称）生駒市北部スポーツセンターグラウンド」を「生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド」に、「（仮称）生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック」を「生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック」に改める。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第3の4の表の改正規定中「（仮称）生駒市北部スポーツセンターテニスコート」を「生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート」に改める。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第3の7の表の改正規定中「（仮称）生駒市北部スポーツセンターグラウンド夜間照明」を「生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド夜間照明」に改める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。